

東京都病院協会 会報

東京都病院協会
医療共済制度 引受保険会社MetLifeSM
メットライフ生命

2014年(平成26年)8月27日

第208号

毎月1回 定価200円(会員購読料は会費含む)

発行所：一般社団法人東京都病院協会／発行人：河北博文 〒100-0003 千代田区一ツ橋1-2-2 住友商事竹橋ビル12階

TEL:03-5217-0896 / FAX:03-5217-0898 / URL: <http://www.tmha.net> / E-mail: tmha@mri.biglobe.ne.jp

新任のご挨拶

大都市「東京」にふさわしい 福祉・保健・医療施策の展開に向けて 東京都福祉保健局長 梶原 洋氏



梶原 洋氏

東京都病院協会の皆様におかれましては、日頃より都の福祉保健医療行政に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、貴会が都内における医療の質の向上に向け、さまざまな活動を展開されておりますことに、心より敬意を表します。私は、去る七月十六日付けで、東京都福祉保健局長に就任いたしました。全力で諸施策の推進に取り組んでいく所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

東京都は平成十六年八月に、少子高齢社会に対応し、健康に対する都民の安心を確保するため、健康局と福祉局を統合し福祉保健局を発足させました。それから十年の間、都民のライフステージに応じた幅広い視点から都民生活を捉え、福祉・保健・医療の連携を強化した施策を一体的・総合的に推進してきました。また、「東京発医療改革」を掲げ、「三百六十五日二十四時間の安心の医療」の提供と「患者中心の医療」の実現に向け、これまで様々な取り組みを展開してきました。

昨年の三月に第五次改定を行った

「東京都保健医療計画」においても、①患者中心の医療の実現に向けて、今後見込まれる超高齢社会を見据えた、より効率的で質の高い医療体制を構築していくとともに、急性期から回復期、在宅療養に至る医療サービスを地域ごとに切れ目なく確保すること。②保健・医療・福祉の連携によるサービスの一貫した提供と健康危機から都民を守るための体制とが相互に支えあう体制を充実させることの二点を基本理念として掲げ、これまでの取組みを一層推進するとともに、急増する精神疾患患者に対する医療提供体制の充実や東日本大震災を踏まえた災害医療体制の強化、超高齢社会の到来に対応する在宅療養の充実など、東京の保健医療の現状と将来を見据えた新たな施策を盛り込んでいきます。なかでも、地域における在宅療養支援体制の確保には、在宅療養における患者・家族の意思を尊重した病状変化時の対応や、在宅で看取りができる医療体制の確保が必要であり、そのためには、都内六百を超える病院のうち約七割を占める二百床以下の病院の役割が重要です。

本年二月に開催されました第九回東京都病院学会では、「我々が地域を支える一望まれる地域密着型病院に向けて」とのテーマで、地域に根ざした地域密着型病院に望まれるもの、果たすべき役割についてディスカッションされ

たと聞いております。

在宅療養を支える体制を整備するには、このような地域住民に身近な病院の活躍が必要であり、東京都としても、東京都病院協会をはじめ、関係団体の皆様と、緊密な連携を図りながら、諸施策を積極的に推進して参る所存です。

現在、東京は、かつて経験したことのないほど急速に高齢化が進展しており、平成三十二年に後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、団塊の世代が後期高齢期を迎える平成三十七年には、高齢者人口が三百三十二万人に増加すると推計されており、都民の四人に一人が高齢者となる見込みです。

また、核家族化や就業環境の変化、近隣関係の希薄化などを背景に、結婚や子育てに関する価値観の変化などから少子化が急速に進んでおり、平成二十四年の合計特殊出生率は一・〇九人で全国最低となっています。

このような中で、将来世代に確かな「安心」を引き継ぐためには、中長期的な視点に立つて福祉・保健・医療サービスの充実に取り組みむとともに、社会経済環境の急激な変化や震災等の緊急・突発的な事態にも迅速かつ的確に対応し、実効性のある施策の展開を図る必要があります。

また、先般、国会で、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することを目的とした、いわゆる「医療介護総合確保推進法」が成立しました。

これにより、「病床機能報告制度」の運用が開始されます。これは、医療機関

が有する病床において担っている医療機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)等の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で都道府県に報告するものです。都道府県はこの報告をもとに、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用し、その地域にふさわしいバランスの取れた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療構想(ビジョン)を策定することとなります。

地域医療構想(ビジョン)には、①二〇二五年の医療需要(入院・外来別・疾患別患者数等)、②二〇二五年に目指すべき医療提供体制(二次保健医療圏等(在宅医療・地域包括ケア)については市町村)ごとの医療機能別の必要量、③目指すべき医療提供体制を実現するための施策を盛り込むこととされており、来年度末までの策定が求められています。策定に当たりましては、東京都病院協会をはじめ、関係団体の皆様にもご協力をいただくこととなりますが、何卒よろしく願います。

福祉保健局は、医療・福祉の関係団体の皆様と緊密な連携を図りながら、大都市「東京」にふさわしい、福祉・保健・医療施策を積極的に展開し、将来にわたって都民の皆様の安全・安心を守るため、全力を尽くしてまいります。

今後とも都の福祉保健医療行政に対し、ご支援、ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げますとともに、東京都病院協会の益々のご活躍とご発展を祈念いたしまして、私の挨拶といたします。

動き出した医療制度改革！ 会員病院の連携強化と 新たな病院参加が必須

渉外・広報・会員組織委員会

明確になった

中長期的な医療制度改革とは

すでに、皆様にはよくご存知のご覧の図表(一)は、本年六月に成立した医療と介護の提供体制を改革する「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(医療介護総合推進法)の概要をわかりやすく整理したものです。法律の内容は大きく以下の三つです。

(一) 医療提供体制の再編に向けた政策手段の拡充

● 病床機能の再編

都道府県は「地域医療ビジョン」を策定して、医療機関の病床の機能転換や削減等を要請する。従わない場合は、補助金不交付等のペナルティ。

● 医療改革新基金の創設

消費税増収分を財源として各都道府県に基金を設置して、それを財源にスタッフの確保や医療提供体制の整備を推進する。

(二) 介護サービスの給付抑制

「一定以上所得者の自己負担を二割引上げ」「特別養護老人ホームの入所対象の厳格化」「低所得者に対する食費・住居費の補助である補足給付に資産要件を設定の三点。

(三) 地域支援事業の充実

要支援者に対する予防給付を介護保

険制度から地域支援事業に移行する。(地域支援事業とは、市町村が主体で行う介護予防や生活支援等の事業)

医療介護総合推進法は、都道府県の医療機関に対する権限の強化や介護給付の抑制等、これまでになく踏み込んだ法律となっています。法律成立の背景は、多くの人々が今から二〇二五年前後に至る約十数年が日本の医療・介護にとって極めて重要な時期を迎えることと類推したからで、その最も大きな理由は、東京はもちろん日本の大都市が七十五歳以上の高齢者の急増を迎えることが大きな課題となっているからです。まさに、私たち東京都病院協会(以下、当協会)が直面している現実と課題なのです。こうした状況は、これまで経験したことがなかった深刻な時期を迎えると言っても過言ではありません。

病床機能報告制度

十月運用開始へ

そうした中で、本年七月二十四日、厚生労働省は病床機能報告項目の決定を受けて、病床機能報告制度の十月運用開始を目指して動き出しました。新たな医療制度改革の第一歩です。

報告制度では、病床を有する各医療機関がそれぞれ個別に「高度急性期機

能病床」「急性期機能病床」「回復期機能病床」「慢性期機能病床」の四つから各病床の機能について「現状」と「今後の方向」を報告することになります。「今後の方向」については「六年が経過した日における病床の機能の予定」で始めることが決定したものの、今後の病床機能の報告については、報告制度の実施状況を踏まえつつ、必要に応じて見直すとの方針です。

なお、医療機関からサーバーへ送信する項目は、病床単位が二十三項目、病院単位二十二項目となっていますが、厚労省は今後、サーバーへの送信方法などをまとめてマニュアルを作成することとしています。

医療制度改革への 積極的な対応が求められる

いずれにしても、病床機能報告制度では、現在「一般病床」「療養病床」を「高度急性期機能病床」「急性期機能病床」「回復期機能病床」「慢性期機能病床」の四類型になり、そのいずれかを病床機能として報告することになります。しかも、都道府県単位で定められる地域医療ビジョン策定の過程で、二〇二五年の人口、高齢化率等を基礎に二次医療圏における四病床区分のそれぞれの必要病床数が計算されて、病院経営者の自主的な、もしくは「協議の場」における話し合いで、現状の病床数を必要病床数に収拾されることとなります。各医療機関は、是が非でもこの「協議の場」に参加して、医療と介護の現場の意見を反映することが必要となります。

また、今回の厳しい診療報酬改定において、地域の医療と介護の整備推進のために「新たな基金」が設けられました。その予算額は九百四億円に上り、各都道府県に分配されます。

その交付目的は、以下の通りです。

一、病床の機能分化・連携のために必要な事業

(二) 地域医療ビジョンの達成に向けた

医療機関の施設・設備の整備を推進するための事業等

二、在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業

(一) 在宅医療を推進するための事業

(二) 介護サービスの施設・設備の整備を推進するための事業等

三、医療従事者等の確保・養成のための事業

(図表一)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の概要

概 要
1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化(地域介護施設整備促進法等関係) ① 都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業(病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等)のため、消費税増収分を活用した 新たな基金 を都道府県に設置 ② 医療と介護の連携を強化 するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定
2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保(医療法関係) ① 医療機関が都道府県知事に 病床の医療機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)等を報告 し、都道府県は、それをもとに 地域医療構想(ビジョン) (地域の医療提供体制の将来のあるべき姿)を医療計画において策定 ② 医師確保支援 を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け
3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化(介護保険法関係) ① 在宅医療・介護連携の推進などの 地域支援事業の充実 とあわせ、 全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に移行し、多様化 ※地域支援事業：介護保険財源で市町村が取り組む事業 ② 特別養護老人ホーム について、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化 ③ 低所得者の保険料軽減を拡充 ④ 一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ (ただし、月額上限あり) ⑤ 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加
4. その他 ① 診療の補助のうちの 特定行為を明確化 し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設 ② 医療事故に係る調査の仕組み を位置づけ ③ 医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置 ④ 介護人材確保対策の検討(介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を27年度から28年度に延期)

- (一) 医師確保のための事業
- (二) 看護職員等の確保のための事業
- (三) 介護従事者の確保のための事業
- (四) 医療・介護従事者の勤務環境改善のための事業等

今回の新たな基金は、診療報酬改定率と一緒に発表されたために関連があるように思われますが、消費税増税分を原資としていることから、診療報酬の改定率とは直接関係ありません。

以上のようなことから、新たな基金の使途として「病院機能を分化・連携」「在宅医療介護の充実」「医療従事者の確保・育成」等が描かれています。各医療機関は、病床機能報告と並行して早急に基金拠出に値する事業を提案することになります。まさに、病床を有する全医療機関には、新たな医療制度改革への積極的な対応が求められているのです。

さらなる会員病院の連携強化と 新会員病院の増強が必須

当協会の設立は、平成九年四月一日です。以来、会員病院一同は「東京から医療を変えよう」を合言葉に数多くの活動を実施してきました。

会員病院も少しずつですが増加し、図表(二)、(三)の通り、正会員数は平成二十六年七月現在三百四十七病院となり、東京都の半数以上の病院が組織となっています。そして、平成二十一年四月一日には「一般社団法人東京都病院協会」として法人登記が行なわれ、更なる組織の充実と連携を目指しております。

今回の新たな医療制度改革に対しては、当協会として取り組むべき事項が、以下の通り目白押しとなっております。

一、病床機能報告制度を全会員病院に對して周知徹底して、地域医療ビジョン策定において積極的に都行政に協力する。

二、在宅医療連携拠点事業を推進する中で、多くの会員病院がここに参画できるようにする。

三、その他「総合医療のあり方」「終末期医療のあり方」「医療法人制度の変更」等々の重要事項を会員病院および全職

(図表三) 東京都病院協会会員設立主体別割合
平成25年度～26年度

設立主体	数	%
国立	2	0.6
都立	9	2.6
市町村立	1	0.3
独立行政法人	2	0.6
日本赤十字社	3	0.9
済生会	2	0.6
全国社会保険協会連合会	1	0.3
厚生年金事業振興団	1	0.3
船員保険会	1	0.3
健康保険組合及びその連合会	2	0.6
共済組合及びその連合会	9	2.6
公益法人	17	4.9
医療法人	226	64.8
私立学校法人	11	3.2
社会福祉法人	32	9.2
会社	3	0.9
その他の法人	11	3.2
個人	16	4.6
合計	349	100

(図表二)

東京都病院協会 地区別入会状況

	地区	入会数	病院数	入会率
1	千代田区	7	15	46.67
2	中央区	1	4	25.00
3	港区	7	15	46.67
4	新宿区	8	14	57.14
5	文京区	6	11	54.55
6	台東区	5	8	62.50
7	墨田区	12	14	85.71
8	江東区	11	17	64.71
9	品川区	9	13	69.23
10	目黒区	4	9	44.44
11	大田区	17	29	58.62
12	世田谷区	14	26	53.85
13	渋谷区	9	16	56.25
14	中野区	8	10	80.00
15	杉並区	12	17	70.59
16	豊島区	9	15	60.00
17	北区	6	21	28.57
18	荒川区	8	14	57.14
19	板橋区	14	42	33.33
20	練馬区	10	19	52.63
21	足立区	20	51	39.22
22	葛飾区	17	20	85.00
23	江戸川区	17	23	73.91
都内集計		231	423	54.61
病院集計		347	645	53.80

※病院数は H25.3 月末

24	八王子市	21	40	52.50
25	立川市	5	7	71.43
26	武蔵野市	8	10	80.00
27	三鷹市	5	8	62.50
28	青梅市	7	16	43.75
29	府中市	10	15	66.67
30	昭島市	3	8	37.50
31	調布市	6	8	75.00
32	町田市	8	20	40.00
33	小金井市	2	5	40.00
34	小平市	3	9	33.33
35	日野市	4	6	66.67
36	東村山市	3	11	27.27
37	国分寺市	1	2	50.00
38	国立市	0	2	0.00
39	福生市	4	4	100.00
40	狛江市	0	2	0.00
41	東大和市	1	2	50.00
42	清瀬市	7	13	53.85
43	東久留米市	1	3	33.33
44	武蔵村山市	1	4	25.00
45	多摩市	3	8	37.50
46	稲城市	0	3	0.00
47	羽村市	2	2	100.00
48	あきる野市	3	4	75.00
49	西東京市	5	5	100.00
50	瑞穂町	1	1	100.00
	日の出町	2	2	100.00
	奥多摩町	0	1	0.00
51	八丈町	0	1	0.00
多摩地区集計		116	222	52.25

最新補助金情報のお知らせ

エネルギー・フロンティア
TOKYO GAS

今がチャンス!

補助金最大1/2

空調改修にも最適な
補助金です!

節電&省エネ・省コストシステムの導入を東京ガスグループがお手伝い致します。

中小事業所熱電エネルギーマネジメント支援事業(対象:病院[200床未満]・福祉施設)

●お問い合わせは

東京ガス株式会社 都市エネルギー事業部 公益営業部 東京都港区海岸1-5-20 TEL.03(5400)7735(ダイヤルイン) <http://eee.tokyo-gas.co.jp/product/index.html>

員に問題なく伝達する等です。

当面、必ず関与すべきことは本年十月に運用開始される病床機能報告と並行して「地域の医療・介護の整備推進のための新たな基金に関する事業の提案」地域ビジョン策定における「協議の場」への参加」等です。

このようなことから、当協会では、会員病院のさらなる結束と連携を柱に、新たな会員病院の入会による組織の強化、充実が求められております。会員病院各位には、各地域において今まだに入会をためらっている当協会への入会にご尽力いただきたいと思っております。

未曾有の高齢社会を乗り切る医療改革に向けて今こそ東京から未来の医療図を配信すべきと考えます。「病床機能分化」「地域包括ケアシステム」を東京はどのようにして行くのか、東京に在籍する多くの医療機関と共に考えていきたいと思っております。会員各位のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

なお、執筆に際して太字の箇所は日本総研「医療介護総合推進法の評価と課題」(平成二十六年七月十二日調査部副主任研修員飛田英子氏)と当協会会報一九七号「社会保障制度国民会議報告書について」(平成二十五年九月二十七日当協会常任理事猪口雄二氏)の原稿の一部を引用しております。

東京都院内感染対策 ネットワーク構築支援事業の ご案内

東京都病院協会では、東京都医師会と協力して標記事業を実施しております。

す。平成二十三年度から二十五年度までは東京都院内感染対策強化事業として、そして本年度からは東京都院内感染対策ネットワーク構築支援事業として展開しております。

院内感染対策については、第五次医療法改正により、病院としての総合的な取り組みが義務化されているところであり、中小病院においても院内感染対策の強化が重要となっています。しかしその一方で、設備構造面の問題や職員配置の困難性などから、中小病院については、院内感染対策が十分に進んでいないのも実情です。

こうした中、感染対策では地域でネットワークを構築することにより、医療機関同士で感染対策に係る知識を共有するなど、地域の中で院内感染対策レベルの底上げを図る必要があります。

本事業では、院内感染に関する知識の習得とともに、研修会参加者同士の顔の見える関係を構築し、それを基に病院相互の支援体制が構築されることを目指しております。従来の事業でもネットワーク構築を目的の一つとしておりましたが、本年度からはそれをより一層推進してまいります。

研修会では、専門家(ICD・ICN)による講演に加え、グループワーク形式で他院の取り組み等について

て情報交換ができます。

※東京都委託事業ですので、いずれも参加費は無料です。

※全体講習会を除いて、各回の研修会は地区ごとの開催、病院機能ごとの開催など、対象病院が異なります。対象となる病院には別途詳しい参加案内を送りいたします。

※現時点での年間予定は別表の通りですが、諸般の事情により日程・会場が変更される場合があります。必ず案内状をご確認下さい。

年間スケジュール

研修会名称	対 象	日 程	会 場
ネットワーク構築研修会	中野・杉並地域の病院	10月17日(金) 18:30～20:30	中野サンプラザ
	南多摩地域(日野、多摩、稲城)の病院	平成27年1月30日(金) 18:30～20:30	多摩永山情報教育センター
機能別連絡研修会	療養病床を有する病院	9月11日(木) 13:30～17:00	東医健保会館
	精神病床を有する病院	12月19日(金) 13:30～17:00	三鷹産業プラザ
全体講習会	都内全病院	平成27年2月24日(火) 14:00～17:00	東京都庁 第一本庁舎5階 大会議室
病院訪問支援	南多摩医療圏	11月頃	病院(実地訪問)

PROUD CITY
ブラウドシティ
加賀学園通り
新発表

THE ETERNAL TOKYO

歴史の上に、新たな豊かさを。



「池袋」駅3km圏内^{※1} 「池袋」駅5分^{※2}・「新宿」駅11分^{※2}・「大手町」駅18分^{※3}

※1 現地から「池袋」駅までの地図上の概測直線距離です。 ※2 徒歩9分のJR埼京線「十条」駅利用。 ※3 徒歩12分の都営三田線「板橋区役所前」駅利用。

総開発面積10,000㎡超、全363邸の大規模プロジェクト。
緑溢れる文教の地「加賀」に「ブラウドシティ加賀学園通り」誕生。

※掲載の完成予想図は、現地周辺を撮影(平成26年6月)し一部CG加工を施した写真に、計画段階の図面を基に描いた外観完成予想図を合成したもので、実際とは異なります。

■「ブラウドシティ加賀学園通り」予告物件概要 ●所在地/東京都板橋区加賀一丁目3356番47他(地番) ●交通/JR埼京線「十条」駅徒歩9分、都営三田線「板橋区役所前」駅徒歩12分 ●敷地面積/10,067.22㎡ ●用途地域/準工業地域 ●構造・規模/鉄筋コンクリート造地上15階建 ●建築確認番号/JCIA確認13第01689号(平成26年5月16日付) ※建築確認番号は今後計画変更申請を行う予定のものであり、今後変更が見込まれます。 ●売主/野村不動産株式会社/国土交通大臣(12)1370号、(一社)不動産協会会員、(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟、本社:東京都新宿区西新宿1-26-2新宿野村ビル ●販売提携(媒介)/野村不動産アーバンネット株式会社/国土交通大臣(3)6101号、(一社)不動産流通経営協会会員、(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟、本社:東京都新宿区新宿1-26-2新宿野村ビル ●設計・監理・施工/三井住友建設株式会社 ●管理形態/区分所有者全員に管理組合を結成していただき、運営・管理業務は管理会社に委託(予定) ●分譲後の権利形態/敷地は専有面積割合による所有権の共有 ●管理費等/未定 ●総戸数/363戸 ●販売戸数/未定 ●間取り/3LDK~4LDK ●専有面積/71.78㎡~118.15㎡ ●バルコニー面積/11.22㎡~28.99㎡ ●販売価格/未定 ●引渡予定時期/平成28年3月下旬 ●販売予定時期/平成26年10月下旬 ※本物件は一括して販売するか分割して販売するか未定です。販売戸数等につきましては本広告で表示させていただきます。

【 予 告 広 告 】 本広告を行い取引を開始するまでは、契約又は予約の申込みは一切応じられません。また、申込順位の確保に関する措置も講じられません。販売予定時期は平成26年10月下旬です。

資料請求受付開始

「ブラウドシティ加賀学園通り」

☎0120-363-220 営業時間/平日 11:00~18:00
土・日・祝 10:00~18:00
定休日/水・木・曜日

資料ご請求は提携法人様専用サイトから **ブラウド法人** 検索

[売 主]

 **野村不動産**